

生活保護法に基づく指定施術機関（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師）に対する行政処分について

東京都は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第51条第2項第2号及び第55条第2項の規定に基づき、以下のとおり指定施術機関（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師）（別紙参照）に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 施術機関（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師）の氏名及び施術所の名称・所在地等

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 氏名 | 森崎 淑也（もりさき よしや） |
| (2) 施術所名称 | 癒翠（いやすい） |
| (3) 施術所所在地 | 東京都国分寺市泉町3-37-26-401 |
| (4) 業務の種類 | ①あん摩マッサージ、②はり・きゆう |
| (5) 指定年月日 | ①平成21年7月1日、②平成26年7月1日 |

2 行政処分の内容

指定施術機関（法第55条第1項）の指定の取消し

3 指定の取消し年月日

令和5年7月24日

4 指定取消しに至った経緯及び事由

福祉事務所からの情報提供により、当該施術機関に対して施術報酬の請求に係る不正又は著しい不当の疑いが生じたため、法第54条及び第55条第2項等に基づき、令和5年3月1日から同年5月30日まで計4日間の検査を実施した。

検査において、施術報酬の請求に係る不正が認められたことにより、当該施術機関は法第49条の2第3項第2号に該当するに至った。

このことは、法第51条第2項第2号及び第55条第2項の規定に定める、指定施術機関の指定の取消事由に該当するため、指定の取消しを行った。

5 検査において判明した不正・不当事項等

- ・医療扶助に係る施術について、医師の同意を受けず、自ら医師の同意欄に虚偽の署名をした給付要否意見書を福祉事務所に提出して施術を行い、当該施術に係る報酬を不正に請求した（医師の同意のない施術請求）。
- ・施術を行っていない日に施術を行ったものとして、実際の施術回数よりも多く、施

術報酬を架空に請求した（架空請求）。

- ・ 施術録に患者に対する具体的な施術内容を記載せず、請求の根拠が確認できない報酬を不当に請求していた（その他の請求）。
- ・ 完結の日から5年間の保存が義務付けられている施術報酬の請求に関する書類を保存していなかった。

(1) 金額 金5,812,720円

(2) 内訳 平成28年4月から令和4年1月までの施術分（合計6人分）

6 その他

法第49条の2第2項第4号及び第55条第2項の規定により、取消しの日から起算して5年を経過しない期間において、当該あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に対しては法第55条第1項による指定施術機関の指定を行わない。

(問合せ先)

東京都福祉局生活福祉部保護課

電話 03-5320-4065（直通）

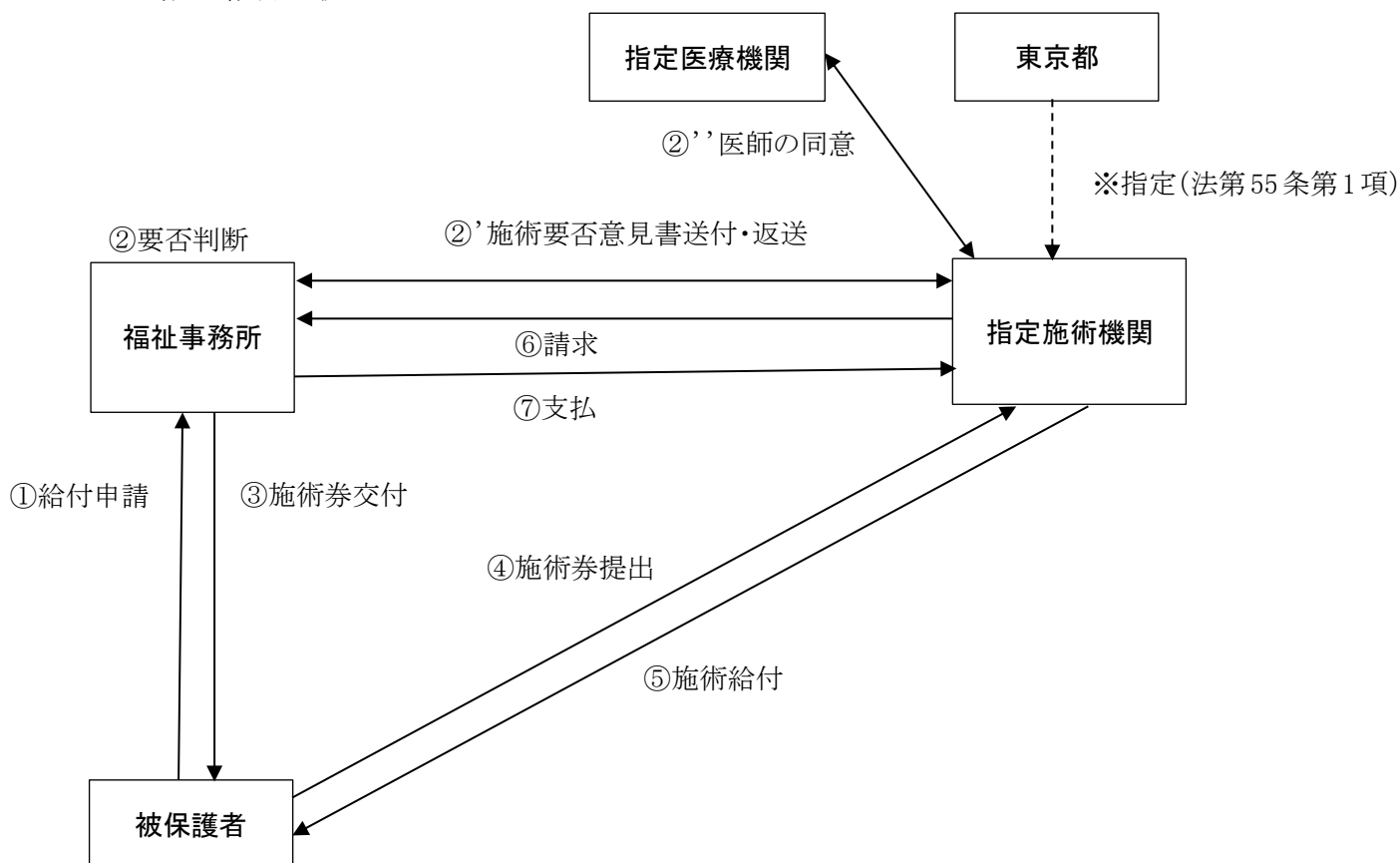
内線 32-441

(参考)

<指定施術機関>

生活扶助、住宅扶助といった生活保護法上の保護の種類のうち、医療扶助（及び介護扶助）は、現物給付を原則としています。医療扶助のための施術を担当する「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師」は申請により都道府県知事の指定を受けるとされており（法第55条第1項）、指定を受けた者を指定施術機関といいます。

<施術の給付の流れ>



(参考) 関係法令：生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）

(指定の申請及び基準)

第49条の2（略）

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一から三まで（略）

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五から九まで（略）

3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一（略）

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

(指定の辞退及び取消し)

第51条（略）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一（略）

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三から十まで（略）

(報告等)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条(第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、(中略)第54条第1項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。